

(公 印 省 略)

観 誘 号 外  
令和4年8月25日

大分県内宿泊事業所代表者 様

大分県商工観光労働部観光局  
観光誘致促進室長 安田 幸

「新しいおおいた旅割」の事業実施期間延長について

平素より本県の観光行政の推進並びに「新しいおおいた旅割」にご協力いただき、誠にありがとうございます。

「新しいおおいた旅割」の事業実施期間について、令和4年8月31日(水)までとしておりましたが、国の制度改正に伴い、令和4年9月30日(金)まで延長しますのでお知らせします。

令和4年9月1日(木)から令和4年9月30日(金)までの割引適用分については、令和4年8月31日(水)までの割引適用分と同様に、配分した割引原資の枠に関わらず、割引適用を可能とします。

なお、国から実施の方針が示されている「全国旅行支援」については、感染状況の改善が確認できれば、速やかに実施することとされておりますので申し添えます。

【期間】

(変更前)

令和4年8月31日(水)宿泊分(令和4年9月1日(木)チェックアウト分)まで

※令和4年8月31日(水)までに予約・販売された上記期間の旅行を対象とする

(変更後)

**令和4年9月30日(金)宿泊分(令和4年10月1日(土)チェックアウト分)まで**

**※延長期間の割引適用は、令和4年8月25日(木)から令和4年9月30日(金)までに予約された旅行を対象とする**

【対象地域】

大分県民に加え、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、山口県の県民も「新しいおおいた旅割」を利用して対象宿泊施設に宿泊可能

※愛媛県民については、令和4年8月25日(木)0時以降の新規予約受付を停止中

【お問い合わせ先】

大分県 商工観光労働部 観光誘致促進室

TEL:097-506-2118

FAX:097-506-1729